

台風15号の被害を受けた 農業生産者の皆さまへ

台風15号による農業関係被害について、今後、農産物の生産・加工に必要な営農施設・機械の再建・修繕等に対する支援制度（助成事業）が実施されます。

— 事前にご相談ください —

助成事業の対象要件や手続きの時期などは、現時点で未確定ですが、助成事業の活用をご検討される方は、令和元年11月6日（水）までに産業振興課までご相談ください。

大多喜町役場 産業振興課 農政係
☎0470-82-2176

— 支援制度のポイント —

- 1 営農施設等（農業用ハウス、畜舎、農業用機械及び格納庫など）の修繕・再建（施設等の撤去含む）を行い、営農を継続する農業者の方を支援します。
※自家消費栽培や家庭菜園は対象外となる見込みです。
- 2 営農施設の再建・修繕にかかる費用への助成事業です。費用の御見積りについては早急に取扱事業者等へご相談ください。
- 3 被害を受けた日以降の復旧であれば、支援制度の手続き前の着手でも対象となる見込みです。

ただし、以下の2点について必ず保管をお願いします。

- ①施設等の被害状況の写真（全体、被害箇所）
- ②復旧に要した資材費、工事費等の見積書、納品書、請求書、領収書などの書類